

下水道事業管理者について

平成 29 年 4 月 1 日から、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、下水道事業管理者（以下「管理者」という。）を設置した。管理者の設置概要は、以降のとおりである。

公営企業とは

公営企業とは、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業をいう。水道、病院、下水道等、地域住民に必要な不可欠なサービスを提供し、地域にとって重要な役割を果たしている。

一般行政事務に要する経費が租税によって賄われているのに対して、公営企業では、経営に要する経費は、租税を財源とする一般財源において負担すべきとされる経費（例：雨水処理に要する経費）を除き、企業の経営に伴う使用料等の収入をもって充てなければならないとされている（独立採算の原則）。そのため、一般行政とは性質が異なるものであり、公営企業を効率的に経営するためには、一般行政組織から独立した経営組織を設ける必要があるとされている。

地方公営企業法とは

公営企業は、地方公共団体の事務の一部であり、原則として、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法が適用される。しかし、一般行政事務を規律することを目的とした規定を一律に適用しては、企業に求められる効率的・機動的な事業運営体制を十分に確保できない。

そこで、公営企業が、より経済性を発揮できるよう、これらの法律に対する特例として、組織、財務及び企業に従事する職員の身分取扱い等に関する規定を定めたのが地方公営企業法（以下「法」という。）である。

法の適用に当たっては、財務規定等の一部のみを適用することもできるが、本市では、より企業としての経済性を発揮できるように、規定の全部を適用した。管理者の設置は、規定の全部を適用することで可能となる。

管理者設置の意義及び職務内容

管理者には、公営企業の事業経営に関する業務全般の権限が付与され、管理者が下水道事業の業務の執行に関して、多摩市の代表者となる。そのため、管理者が下水道事業の最終意思決定者となるほか、出納事務や契約手続等も管理者の名で行うこととなる。公営企業では、各事業及び企業経営に精通した管理者を設置することで、管理者判断による機動的かつ効率的な事業運営の実現が可能になるとされている。

多摩市では、管理者の補助組織を下水道課としたことから、従来、市長、副市長及び都

市整備部長が行っていた下水道事業に関する業務を管理者のみで行うこととなり、組織が下図のとおり簡素化され、より迅速な意思決定が可能となっている。



ただし、以下に掲げる事項については、市長の権限として留保されている。

- 予算を調製すること。
- 議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
- 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。
- 過料を科すること。

管理者の主な職務内容は、以下のとおりである。

- ◇ 事業認可計画、施設維持管理計画、財政計画等の策定及び執行管理
- ◇ 予算原案の作成、決算の調製、経営状況把握及び財務分析
- ◇ 台風、各種警報発令、水質事故発生時等の緊急対応指揮
- ◇ 経営会議、議会、特別委員会等への出席及び下水道事業関連団体との調整

給料・手当 年額

給料及び手当の年額は、以下のとおりである。

内容	金額	備考
給料	8,472,000 円	給料月額 706,000 円×12 ヶ月
期末手当	3,558,240 円	給料月額 706,000 円×4.2 ヶ月×1.2 (役職加算 20%)
年収	12,030,240 円	給料+期末手当

勤務概要

勤務日 : 土日 (祝日) を除く週 5 日

勤務時間 : 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分まで

ただし、夜間、休日等において大雨警報等が発令された場合は、職員への現場対応指揮を執るため、職場に待機する (振替休日取得なし)。